

令和4年3月7日

(福)奈良県社会福祉協議会 生活支援課

じゅうよう

**【重要】緊急小口資金等特例貸付の据置期間延長及び償還免除等に関するご案内**

(必ずお読み下さい)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急小口資金等特例貸付を利用された方の各返済開始時期に関するスケジュールが決まりました(令和3年11月22日厚生労働省通知)ので、下記のとおりご案内いたします。

記

**1.【返済開始時期(据置期間)について】** ※既に返済が始まっている貸付は対象外です。

利用された資金種類に応じた返済開始時期(据置期間)は、下表のとおりです。

	緊急小口資金	総合支援資金 (初回)	総合支援資金 (延長)	総合支援資金 (再貸付)
据置期間	令和4年12月末	令和4年12月末	令和5年12月末	令和6年12月末
返済開始時期	令和5年1月～	令和5年1月～	令和6年1月～	令和7年1月～



**【手続きの方法について】**

本会において手続きを行いますので、**据置期間延長の手続きは不要**です。

※但し、返済開始時期より前から返済を希望される方は、右記コールセンターまでご連絡ください。

**2.【返済の免除について】**

返済免除の要件(下記)に該当する方は、**該当年の5月に本会から送付する書類にて申請**いただきます。**(申請受付は、6月からです。現在受付していません。)**

※償還免除要件の概要は下記のとおりです。

■緊急小口資金について

令和3年度または4年度のいずれかにおいて、借受人と世帯主が住民税非課税である場合、一括免除となります。

■総合支援資金について

- 初回貸付・延長貸付・再貸付の3つの貸付単位に分けて償還免除を判定します。
- 各貸付単位のそれぞれの免除判定時期(初回:令和3・4年度、延長:5年度、再貸付:6年度)において、借受人と世帯主が住民税非課税である場合、それぞれの単位ごとで一括免除となります。
- 各貸付単位あたりの一括免除の上限額:単身世帯45万円、2人以上世帯60万円

### 3.【今後のスケジュールについて】

利用された資金種類に応じた今後のスケジュールは、下表のとおりです。

利用された資金		時 期								
緊急小口資金 総合支援資金 (初回)		R4.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月～
総合支援資金 (延長)		R5.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6.1月～
総合支援資金 (再貸付)		R6.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月～
手続き内容	借受人	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>申請受付期間</p> <p>①返済口座の申請 ②償還免除の申請</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>申請書類の審査期間</p> <p>①口座確認、登録等 ②免除申請内容確認等</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>通知発送</p> <p>①返済開始のお知らせ ②免除結果のお知らせ</p> </div> </div>								
	本会									
		↑							↑	①返済開始 【借受人】
		文書 発送								

※①は返済される方、②は償還免除要件に該当する方。

※手続きが必要な時期に、本会より通知を送付します。

※据置期間中においても「償還残高のお知らせ」を毎年1月末に送付します。

### 4.【多言語訳について】

このハガキに記載している内容を3ヶ国語訳(英語・English)、(ベトナム語・Vietnam)、(ネパール語・Nepal)を右のQRコードよりダウンロードして確認いただけます。



### 5.【その他】

住所や氏名の変更、返済・免除に関するお問い合わせは、下記コールセンターまでご連絡してください。

(問い合わせ先) 〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉協議会 生活支援課

**コールセンター TEL:0744-23-0883**  
(平日 9時～17時受付)

※令和4年4月以降に特例貸付債権管理センター(仮称)を設置します。  
連絡先等は、奈良県社会福祉協議会のホームページにてご確認ください。  
( <https://nara-shakyo.jp/> )

